

令和7年2月21日

第4回準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会のご案内

この度、国土交通省北海道運輸局より、当協議会宛に札幌交通圏が特定地域の指定基準に該当しているため、指定について審議し、希望する場合には、令和7年3月19日までに、その旨を報告するよう通知がありました。

つきましては、この案件等についてご審議いただくため、2月28日付で準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を書面にて案内いたしますので、お知らせします。

なお、書面による本協議会に構成員として希望される方は2月27日までに事務局まで申し出下さい。

本書面会議においては、特定地域の指定を含む、2件の議案についてご審議、1件の意見聴取を願います。

記

1. 議題

- ① 設置要綱の一部変更について（会長・事務局長の任期延長）の審議
- ② 特定地域指定についての審議
- ③ 準特定地域におけるタクシー車両の未稼働枠の暫定活用についての意見聴取

以上

お問合せ先

準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局

一般社団法人 札幌ハイヤー協会

担当 増田・石亀・鎌田

(電話) 011-561-1171